

そんなふうに考えております。特に高齢者におきましても寝たきりの方、あるいはひとり暮らしの方、夫婦世帯の方、あるいは一般老人というような四段階になるかと思えますけれども、そういうような形で、今回のこれにつきましては民生委員さんの御協力を得たいと、そんなふうに考えておるところでございます。

それから、審議会の関係でございますけれども、先ほど市長の方から御答弁させていただいておりますけれども、担当としての考え方としましては、知識経験者の中では医師会、あるいは歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、民生委員・児童委員協議会、あるいは保健所、特別養護老人ホーム、保育協議会、公私立の小・中学校、それから大学の教師というようなこと、あるいは市民といましては町会長協議会、ボランティア活動推進委員、身体障害者福祉協議会、手をつなぐ親の会、幼児クラブ、あるいは母子・寡婦というようなことを今考えておるところでございます。これにつきましてはまた後ほど検討させていただきたい、そんなふうに考えているところでございます。

それから、議会とのかかわりいうふうなことでございますけれども、これにつきましては先ほど市長の御答弁でもさせていただいておりますけれども、機会をとらえまして御報告させていただきたい、そんなふうに考えているところでございます。

それから、乳幼児医療助成の関係でございますけれども、現在五市でございます。府中市、日野市、保谷市、清瀬市、多摩市でございます。

それから、日野市に比較して福生に当てはめた場合にはどのくらいかというふうなことでございますけれども、約一千五百万円ほどになるかと思えます。

それから、東京都の対応ということでございますが、先ほど市長から御答弁させていただいておりますけれども、この乳幼児医療につきましては部長会におきまして、市長会におきまして平成五年度の重点項目というような形で東京都に要請をしておるところでございます。東京都市におきましては現在医師会と詰めておるといような話は聞いておりますけれども、そう遠くない時期に実施されるのではないかなど、そんな予測をしておるところでございます。

それと、先ほどの入院見舞金の関係で、稲城市がやっておるということでございますけれども、稲城市におきましては社会福祉協議会でやっておるということでございますので、ここで改めて追加させていただきます。

それから、調査の委託先でございますけれども、これは現在決まっておりますので、今後決めていきたいと、そんなふうに考えております。

それから、調査結果につきましては、先ほど市長からの答弁でありましたように、議会の方に報告させていただきます。

○市長（石川彌八郎君） 雨水問題について、答弁の御指名をいただきましたので答弁させていただきますが、雨水対策というのは、これは極めて住環境にとって根幹をなすものでございますので、非常に現在も積極的に取り組んでおるつもりでございますし、昨日も宮沢議員さんからも御質問がございましたが、もちろんいろいろ問題があるわけでございますが、完璧を期するためには相当の財政も必要でございますが、いずれにいたしましても、前向きに進めさせていただきたいと、かように今思っておりますのでございます。

○建設部長（佐藤喜一郎君） それでは、自席より御答弁申し上げます。

八高線の下を横断して雨水管を埋設するというようなことで、JRとの交渉等につきましては展望でございますが、いずれにいたしましても、この地域につきましては緊急を要する場所でございます。したがって、JRとの交渉等、相手があることで、非常に難しい点もあるかと思えますが、積極的に交渉、これから入りまして、この地域を一日でも早くこういった雨水での被害等が出ないように努力していきたいと思えます。よろしく願います。

○十二番（原 敏子君） では、今の雨水対策の関係、ぜひよろしく願います。ことしは台風が今のところ来てないからまだいいのですけれども、でも今あそここの地域は常に土のうが道路のわきに確保してあるんですね。いつ雨が降っても、気がついた人間がすぐ土のうを積んで、教育委員会でもああいうふうに、防護壁というのでしょうか——勝手に私が付けた名前ですけれども——水が流れてこないように

自由広場にしていたかもしれませんが、あれもやはり雨が降る量によりましては、まだあれから降っていませんのであれですけれども、どこまで頼りになるかという点では根本的な解決にはなりませんので、雨水管を敷設するのがまず一番なので、JRがありますけれども、ぜひ皆さんの積極的な御努力であそこの雨水を何とかしていただきたいと、これはよろしくお願いしておきます。ほかの地域につきましてもぜひ前向きに、こんな質問がもう何回も議会ではないで済むように何とかしていただきたいというふうに、これも要望しておきます。

あと、入院見舞金の関係からまた質問させていただきます。なぜできないかという点では、入院費の助成だからだと言われるのですね。これは何回聞いてもそういうふうには、これは今回の答弁では、入院費の助成になるから実施する考えはないというのが正確な答弁ですかね。そうすると、一つ教えていただきたいのです。老人入院見舞金制度、十二市で、稲城市は社協だと言われましたけれども、十二の自治体で実施しているわけですね。この医療費の一部助成かも知れないという根拠はどこにございますか。それと、行っている十二の自治体では、これらの助成かも知れないというところをどうクリアして実施しているのでしょうか。そのところです。

もう一つあわせて言わせていただくと、羽村市は介護手当という名前で施策を行っていますが、在宅だけではなくて、入院の場合にもこの介護手当を支給しているということです。そうすると、この羽村市も入院費の一部助成に当たるというふうに、これは私の素人考えだから、違うなら違うとおっしゃっていたので結構なんですけれども、この根拠をちょっと明らかにしていただきたいというふうに思います。

こういう答弁は私は知っていますから言わないでください。厚生省から一部助成に当たるので考えものだみtainのが一回ありましたね。そういう答弁一回いただいたことがありましたよ、もう一回見直してきましたから。それでも十二市がやっているという事実を踏まえての福生でできない根拠なんです。だって福生だけではないでしょう、きっとそういうふうには言ってくるのは。十二市にも当然厚生省は言っているでしょう。厚生省が言ったのがもう随分前ですから、今、これだけ十二市も広がってきて、全国的にも介護手当みたいな名前で、入院しても羽村市みたいにずっとこういう施策を実施している自治体が全

国的には随分あるんです。地方へいけばいくほど多いのです。そういう点から見ても、厚生省ももしかしたら考え方が変わったかも知れないのです。多く広がってくる中で変わっていくのですから。そのところをまず一点。

だから、町田市と同じようにやって七百四十万円程度、だから予算的なものでできないのではなくて、一部助成というふうを考えるからできないということなのだろうと思うのですね。だからこういう金額の問題ではないというふうに思いますので、そのところをぜひ聞かせていただきたいのです。

質問回数がなくなるのであわせて言わせていただきたいのですけれども、今、高齢者の方々の収入の大半が年金です。普通そうですね、年金です。国民年金をフルにかけた人、二十五年間満額かけた人は月に、これは調べてきたのです、もう。月に六万四千四百一十円です。国民年金から受給額が。決算の事務報告書にも載っています、国民年金で、福生市でかけた国民年金の関係ですね。受給者がいます。年金の総金額というのがあるのです、事務報告書に載っているのです。これを年収ですから、単純に十二ヵ月で割ったんです。そうしますと月三万三千六百二十八円、最高にかけた人は六万四千四百一十円もらえるのですが、年金ですからいろいろなかかけ方がありますね、いろいろな形になるわけです。年齢にもよりますから。そうすると、単純に数字的に割ってみますと三万三千六百二十八円なんです。先ほど言いました東京都の調査の結果で見ても、入院すると、きのうのおむつ代も含めて、差額ベッド代も含めて、一日入院費が六百元かかります。そういうのも全部ひくくめてでしょう、月二十二万七千円かかるというのです。だれが考えても月三万円から六万円ぐらいの月収で、入院したときに高齢者の人たちは自分の収入だけでは絶対賄えないようになっていくわけですね。それが家族だとか、行政の側からいえば生活保護の対象者になっていくわけですね。

私はまだそこまでの年齢にいたってませんが、高齢者の人たちが毎日、日々生活していく中であっちが悪くなったりこっちが悪くなったりするときに、一番不安に思うのは、もし入院しろと先生に言われたらどうしようという、そういう思いだと思います。だって自分の収入はそれしか、もう決まっているのですから。六万円ぐらいと決まっているのだから。そこでもし入院しろと言われたら、単純に老健法の関係

でも毎月一万八千円は入院費に回るわけです。五万円もらっていても一万八千円引いたらもう三万円しか残らないわけです。そういう場合、しかし六ヵ月以上寝たきりの状況になれば老人福祉手当が出る、これは承知してます。だけど、短期の人こそ非常に家族も当事者も今の行政のこういう福祉のあり方だと非常に苦しいんですね。それならばいいそのこと寝たきりになった方がよほど楽ではないかと、こんなふうに思われるような行政はまずいのではないかなというふうに思うのです。今、寝たきりをなくそうというふうにゴールドプランをやっている中で、そういう実態を踏まえて十二の自治体が老人入院見舞金制度を行い、また家族の方たちの負担も少なくしようということとで介護手当をあわせてやっている自治体もあるという中で、福祉は今の答弁の中では介護手当は考えていきたいけれども、入院見舞金はしない。私はどういふところからそういうことが出てくるのか不思議なのです。

確かに今まで介護手当につきましてもけんもほろろの答弁だったのが、突然に看護手当は前向きに考えていきたいという答弁をいただいて、本当によかったなというふうに、皮肉でもなんでもなく、これで福祉の福祉も一歩進んだと、こういうふうに確信しますけれども、これをもう一歩進めて老人入院見舞金制度もやるべきではないかというふうに思います。

なぜできないか、こういう高齢者の人たちの、福祉の年金生活者の数字です。すからね、東京都の平均とか、全国平均ではありませんから、事務報告書を見て計算したやつです。すから、そのところを踏まえて、こういう人たちにははどうしろと言うのか、広報がせっかく、この間も来しました。いいのが来ているいろいろな施策が載ってましたけれども、それならばもう一項目ここへ、六十五歳以上で入院された方は入院費が大変なときは、すぐ生活保護を申請してくださいと、これぐらい書くような親切さも必要ではないかなというふうに、今の事態で進むならば、そういうふうに思うのです。

それと、老人保健福祉計画の策定ですけれども、いつも思うのですけれども、現況の調査を民生委員さん、高齢者の方たちの問題は民生委員さんに頼んで、それ以外というのはきつと高齢者のいる世帯の状況だかそういうようなものでしょうね。福祉市の、厚生省のいう高齢者のいる世帯の状況、単独世帯か夫婦世帯か同居世帯か、そういうのを民間かどこかへ委託するというのです。これはそういう調査をぜひし

ていただきたいのですけれども、そういう中で当然、この中に、厚生省の中でもありますけれども、痴呆性老人の数だとか、今施設へ入っている数だとか、住民票がない人たちもいますよね。本来は同居しているのだけれども、特養かなんかへ入所して、その関係で入所先の自治体に住民票がいったと。そういうことなんかも踏まえ、この実態調査は、もう何年もかかってやっともらえる実態調査です。すから、全市民的にこれは行っていたきたいというふうに思いますけれども、これはどういふような調査を、そういう点でやられますか。各それぞれの家庭に全部、福祉は六万人の人口がいて二万幾つのお家庭がありますけれども、これは全部にそういう調査されるのでしょうか。

それと、審議会をつくるこの委員会のメンバーなんですけれども、これはこれからもっと詰めていかれるのでしょうか、確かに学識経験者やそういう方たちも当然メンバーになっていただかなければなりません。今ふっと思うのには、例えば今健康センターで機能回復訓練を行っています。あういう訓練士の皆さん、それにかかわっているボランティアや保健婦の皆さん、そういう方たちも当然入れている、審議会がつくられるというふうに思いますけれども、あとは私は、ちょっと今部長の中で抜けたのは、例えばレンゲ作業所などのあそこの職員の人とか、ひまわり作業所にも職員の人がいます。ああいう言ってみればそういう障害者の皆さんと一番かかわっている部分の方たちと、それと高齢者の問題もあります。すから、高齢者の家族です。すね。だから、町会長協議会にお願ひするのも結構でしょう。だけれども、高齢者を抱えている家族の皆さんの声が一番切実です。すね、自分の問題です。すから。こういうのがいいのだという、そういうこととか、はつきり言って私たちだて絶対高齢者になるわけですよ。これはゴールドプランだから十ヵ年戦略なんです。すね。これから十年後、今五十の人は六十ですよ、十年後。五十の人はもう当たってしまうのです。すね。そうすると今の高齢者の方たちよりも今の働き盛りの壮年期の人たちが一番老人保健福祉計画が生きていく年代なんです。すね。そういう点から見るときに各階層の市民の人、例えば婦人団体でもいいし、そういうところからもこの策定計画の審議会委員にならないと、私は平等ではないのかなというふうに思うのですけれども。

それと、もう一歩進めて審議会をつくって、きょうは給食の何かが出てましたけれども、こういうふう

に答申みたいのが出ます。そうすると、行政が進めるのだけれども、サービスを受けるのは全部市民です。その市民に対してこういうものを案として行政としては出したけれどもいかかがでしょうかという。またいろいろやってよりいいものにするという点、そういうような考えがございますか。

それと議会の関係ですけれども、それではさっきの答弁では報告するだけです。議会にも出していただいて、意見ぐらい聞いていただいて、その意見が一定反映されるような、そういうようなものにしてほしいと思っています。そのところをちょっと、まだ先のことでわからなければわからないで結構です。また質問をやりますから。今のわかつているところで教えてください。

乳幼児の関係ですけれども、そうすると東京都は、今の部長の答弁では部長会でもいろいろやっているから、そう遠くない時期に東京都でも実施するようになるのだろうと、これは推測です。さっき答弁で平成五年度の重点項目と言われたけれども、四年度ではなくて五年度、四年度ですね。来年度ではなくて今の重点項目です。すね。

私、こでぜひ言わせていただきたいのです。府中市、乳幼児の医療費無料をやっています。府中市、多摩市、日野市、やっています。それは老人入院見舞金制度もやっています。そうなんです。そうすよね。そうすると、日野市の市民と、そういう両方やっている市民と福生の市民の納税の、税を納める市民税は違いますか。基準が違うのですか。例えば立川市だとか日野市だとか府中市だとか、やっているという自治体と、どこでもいいですよ、一つとっても、福生市と同じような規模のところ。市民税の納税の基準が違うのかどうか、それを教えてください。もし同じとしたら住んでいるところによって福生のこんなに差がある、金額だけでいったら二十万円を超えます。すね、日野市だけ、ゼロ歳児だけとったら。そのところをちょっと教えてほしいと思います。

○議長（赤星人君） 十一時十五分まで休憩をいたします。

午前十時五十八分 休憩

~~~~~

午前十一時十五分 開議

○議長（赤星人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長（石川和夫君） 入院見舞金の関係でございまして、できない根拠というようにございまして、これにつきましては再三御答弁させていただきました。できない根拠というところでも、先ほども申し上げましたけれども、これにつきましては上部団体からも好ましくないというようにございまして、そういうようなことから、当局においては現在のところないということでございます。

それから、福祉計画の関係でございまして、いろいろ御提言をいただきました。これにつきましては今後十分考えていきたい、そういうふうに考えております。

それから、日野市と福生市との税率に違いがあるかということでございますけれども、ないのではないかなと、こんなふうに思っております。以上でございます。

○十二番（原 敏子君） 要望です。答弁がちょっと、さっきの質問の答弁とはちょっと違うのだけれども、

十二月議会もありますからまたあれですけれども、部長が今答弁されたので部長に言うのですけれども、入院見舞金制度は上部団体が好ましくないというから当局はできないのだと、これでは根拠にならない。さっきの質問で私はそれは承知しているのだと、そういう中で十二市だって、福生だけに上部団体が、福生だけ目のかたきにして、福生だけやってはだめだよというふうに言っているのではないと思うの。十二市、やっているところもきつとそういうことがあったのだらうと思うのです。それでもそれをクリアしてやっているという点では、そういうことを踏まえてなぜ福生はできないのかというわけ。福生は例えば上部団体に何かの弱みがあって、絶対そういうのはできないのかというならそれはそれで結構です。それはそれで答弁だから、それはそれならそれで。ただ、そういうことが明確になってないから聞くわけ、上部団体から好ましくないと言われているからという根拠は、これは私が言う根拠にはならないのです。すね。

では、そういうことで言われるのなら先ほどからずっと言ってます福生の高齢者の皆さん、それと高齢者のいらっしゃる家族の皆さんの生活はいいんだと、上部団体の意見の方が高齢者の皆さんの困っている

ことよりも、福生市の行政としては、上部団体の意を反したこういう行政は、福祉はしたくないのだということですね。では市民はないがしろにされて、行政だけが一人歩きするような、市民がない、不在のまま行くような、こういうことになっちゃうではないですか。私はどこもやってないならまだありますよ。ではこれが意に反したからといって交付税が減額されたこともないですよ。この十二の自治体はどういうことになっていくのかあれだけでも。しかも、今言われた税率は何ら変わりはない。片方の自治体では高齢者に温かい施策をやって、乳幼児にも、乳児です。にも温かい施策をやって、同じ税金を払っている東京都民、住んでいる自治体が違うだけでえらい差がある行政だというふうに思うのです。

だから私は福生でも、福生の財政規模からいったら七百四十万円、そんなに、七百四十万円やったから福生の屋台骨がひっくり返るようなものではないでしょう。乳幼児医療費をやったって、ゼロ歳児の医療費を無料にしたって一千五百万円、今までから見たら大したことないではないですか。

そういう点で見て、私はもうはっきり言わせてもらおうと、市長初め皆さん方、これは市長が施策を決めて、市長の政策ですからあれですけれども、高齢者の皆さんには入院見舞金というような福祉の制度はいらないと、今までいろいろ社会に貢献されてきて温かい老後が必要だと、市長は何かにつけて言われてきましたけれども、でも入院したときは自分が病気をしたのだから自分で賄いなさいということ言われていくというふうにとらざるを得ないのですね。私は自分自身が困っているとか困っていないとかということよりも、福生の六万市民の市長として、そして福生で暮らしている高齢者の皆さん、市民の皆さんの福祉を増進するという点で、これができないという、こういうことはもう本当に福祉そのものも、一番困ったときに、福祉が受けられないという点では私は非常に残念だというふうに思います。

それと、今回もう質問ができませんからあれですけれども、上部団体が好ましくないと言うから当市はできないのだという、そういうことについて、この次にもっと詳しく聞かせていただきたいと思えますけれども、このことだけですよね、できない理由は。そんなに何か上部団体に弱みがある自治体なのかという、これがわからないから聞かせてもらおうのです。

それともう一つ、福生の高齢者は実施している十二市の自治体の高齢者や市民に比較してお金持ちが多いというふうには考えていらっしゃるじゃないですか。同じですよね。そこらのところも合わせて今度は聞かせてもらいますので、ぜひ。

それとあと、介護手当の関係でも、そうすると今度は福生の介護手当、これは前向きに検討して実施しようと思われているのでしょうか。この次にこれも、この次の十二月議会会で宿題にしたいと思えます。そこまで待たなくても決算委員会がありますけれども、そのところをちょっと検討させていただきたいというふうに思います。ぜひこのところをまじめに、ちょっと真剣に、高齢者の皆さんの置かれている立場を考えながら検討していただきたいというふうに思います。

乳幼児につきましても、さっき言いましたように、同じ税率で税金を払っているにもかかわらず、だから福生は税金が高いなんて言われてしまうのですよね。羽村から越して来た人がついこの間も福生は税金が高いですねと、同じではないかなと私なんか思いますけれども、でもそれは受けるサービスで、それは高いとか低いというのは、自分たちに帰ってくるサービスによって決まるものだろうと思うのです。そのところをやはお隣の羽村市と比べてみましてもいろいろの点で、それは進んでいるところも当然ございます、福生市が。進んでいるところも当然あります。

ですけれども、福祉の面や直接市民にかかわる保養施設を持っている、それがいいかどうかはまた別ですけれども、対市民との関係では遅れている部分も多々あると思います。そういう点では、同じような税率で税を払っている市民が不公平感を持たないように、最低二十七市のうち私はその半分がやれば、これも福生市でも実現するような方向に変わっていくのかどうかかわりませんけれども、一定の自治体が進んできた中で福生市でも当然考えていくべきだし、考えざるを得ない状況ではないかというふうには思うのです。福生市だけが高齢者が少ないとか、高齢者の方々がお金持ちだというふうには考えられませんので、ぜひその点よく調査していただいて、実施していただきたいと要望しておきます。

それと、老人保健福祉計画の策定につきましては、問題は住民の声がどこまでこの計画に反映できるかということですね。お役所で計画をつくって、東京都へ出して、厚生省へ出して、これで終わりとい

うことがないように、要は高齢者の皆さんが一番サービスが受けやすい、活用できる、高齢者の皆さんやその家族がこれならよかったと思われるような、そういう計画を策定するところに今問題があるわけで、議会の問題だとか住民の問題なども十分配慮していただいて、これはまだこれから機会があるようですから、一定調査が進んだときでもまた聞かせていただきたいと思えますけれども、ぜひその点、くれぐれも住民のための計画だということを忘れのないようによろしくお願いいたします。終わります。

○議長（赤星行人君） 次に、十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 三点について一般質問させていただきます。

まず、第一点目ですが、横田基地の問題についてであります。この件につきましてはたびたびお聞きしているところでありますが、今回も基地返還の運動を市長として取り組む考えについて、そうした考えがあるかどうかについてお尋ねするものでございます。

現在、都下の市町村におきましては、十二の市で議会におきまして横田基地返還の決議、また、意見書等が可決されております。こうしたことを考えたときに、やはり基地の被害を最も受けている福生市といまして、その市長として勇気を持って基地返還運動に取り組んでいただきたいと、そのように考えるわけでありましても、今議会におきましても、どのようなお考えなのか、お尋ねするものでございます。

二点目は被爆者対策についてであります。福生市内にも少なからぬ原爆の被爆者が居住されております。しかし、福生市ではこうした方々に現在のところ施策としては何も実施されていないと思えます。現在、二十七市の中ではかなりのところで手当等などが出されているように聞いております。当市におけるこうした人々たちへの対策の考え、どのようなふうを考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。また、あわせて被爆者手帳等を所持している方の人数、また、二十七市の施策の実施状況等も詳しくお聞かせいただければと思います。

三点目は中学校給食についてであります。議会のたびにこの件については質問いたしてまいりました。きょう、十日付ということで資料が配付されておりますけれども、こうした資料配付に至るまでの教育委員会での審議状況についてお聞かせいただきたいと思います。詳しくひとつお聞かせいただきたいと思います。ふうに思います。以上でございます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 松山議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

横田基地問題についての基地返還の取り組みをする考え方についてでございますが、基地に关します私の基本的な考え方につきましては、本年三月定例会における施政方針でも申し上げましたところでございますが、本年一月、米国防省は在日米軍基地を含め、アジア、太平洋地域における戦力削減を行っていく旨の発表をされています。しかし、一方では本年七月にワシントンで開催された日米防衛事務レベル協議の席上、米側は極東の軍事情勢について、米ソの冷戦終結後もなお旧ソ連、朝鮮半島、中国などに不確実な状況が続いており、在日米軍の存在は今後も引き続きこの地域の安定に不可欠であることを強調しております。当面、在日米軍の削減を沖縄駐留の空軍七百人程度にとどめるとともに、それ以降も現在の基地基盤的戦力を維持する観点から大きな削減は予定されていないとし、今世紀中はアジア、太平洋地域の前方展開戦力の要としての在日米軍の兵力を基本的に維持していく方針を初めて打ち出したという新聞報道もございました。

こうした状況から今後の基地対応について考えますときに、情勢の変化は見えますものの、横田基地については当面多くの変化は望めないのではないかというのが目下の私の心境でございます。現時点におきましては返還について具体的な行動を起こすべき状況下には至っていないものと認識いたしておるところでございます。

同時に、今後、返還問題に関し、国や都などの各方面において大いに議論をしていただきたいと強く念願いたしておりますし、できる限りの情報収集等に努め、国際情勢の推移等を見極めつつ、的確な対応をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

次に、被爆者対策について、市内在住の被爆者に対する手当を支給する考えについて御答弁申し上げます。広島、長崎は原子爆弾が投下されてからこととして四十七年が経過した現在でも、全国に被爆者が三十五万人余り、また、東京に一人余りが在住しておると言われております。そこで、御質問の被爆者に対する手当の支給についてでございますが、今後の研究課題とさせていただきます。詳細については担当部長より答弁をいたさせます。

また、次の中学校給食についてでございますが、これは教育委員会より答弁いただきますので、よろしくお願いいたしますと存じます。

○教育長（来住野和也君） 以上で松山議員さんからの御質問に対します答弁とさせていただきます。その後の審議経過について御答弁申し上げます。

六月は二十六日に、八月は十日にそれぞれ教育委員会協議会の中でこれまで審議してまいりましたとめについて協議をいたしました。八月二十七日の教育委員会定例会において最終協議結果を全委員で確認しております。その内容につきましては、本日資料として議員各位に御配付させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

○福祉部長（石川和夫君） それでは、被爆者に対します関係につきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

この対象者でございますけれども、現在、福生市には二十八名ほどおられるというふうに聞いております。

それから、各市の援護の状況でございますけれども、手元にある資料で御説明させていただきますけれども、見舞金と、団体を構成している場合には助成金というような形で市、あるいは社協から支給しております。見舞金の関係でございますけれども、市が支給しておりますのは十二市でございます。額にいたしまして年額五千円から二万六千円、それから社協におきまして見舞金を出しているのが二市、それから市と社協で出しておりますのが一市でございます。計十五市になります。それか

ら団体に助成をしておりますのは、市においては十市、六万円から二十五万円という形でございます。それから社協独自で出しているところが三市でございます。十万円から二十万円という形でございます。それから市と社協で出しておりますのが、助成しておりますのが三市でございます。市が八万円から社協が四万円というような形で、十二万円から四十五万円というようなことで、十六市でございます。以上でございます。

○十一番（松山 清君）

それでは、順を追って再質問をさせていただきますと思います。

最初の基地の返還運動についてでありますけれども、議会のたびに聞いていますけれども、そもそも市長の考えが簡単に変わるなどというふうには思いませんけれども、しかし、いつまでもいろいろ周りの状況を見ながらということ、国際情勢の推移を見極めつつというようなことで、このことについての取り組みをやらないと、先送りをしていく、そういう姿勢であろうというふうに思います。ここでは一つお聞きしたいのは、二十三区では五つの区、それから二十七市では十二の市議会、それぞれ議会に意見書や決議、基地返還等のものがされているわけでありまして、これは議会でのもちろん取り組みでありますけれども、しかし一つの大きな流れというか、一つの大きな運動の広がりを見せていることでもあると思います。そういう点で、市長といたしましてはそういう議会での決議、意見書がふえてきているということについての市長のコメントというか考え、そういうものがありましたらひとつこの場でお聞かせいただきたいというふうに思います。その点だけ、この件についてはお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、二番目の被爆者対策についてでありますけれども、二十八人市内に手帳を持ってもらえる方がおられる。二十七市のこうした方に対する施策の実施状況も既に過半数を超してやっておられるわけで、そういう点では当市もぜひ手当等、見舞金という形になりますか、またそうした人たちの会がつくられるならば助成金という形になると思えますけれども、やっていただきたいわけですが、考えようによつては今後の研究課題としていただきたいというわけですから、取りようによれば実施をするというふうにとつていいのか、従来この研究課題なんていることになりましたと、何年研究しても結論が出なかった

なんていうのがもう今までの例でありますから、にわかにそういう研究課題としてなんていうことについては、そう単純、率直に実施の方向かなどというふうにはとても私の方とはとれないですね。

ちなみに、二十八人の方に、例えばお隣の羽村市並みに、羽村市では一万円ですか、平成三年七月からやっておりますけれども、一万円で二十八万円ですね、多少の事務的なものが、手続きのお金がかかったとしても本当に数十万円でございますものが、できるわけですね。青梅では二万円ですね。ですから、平成二年四月からのようでございますけれども、そういう点ではお金の面で、予算でどうのこうのということとは全くないわけで、こうした人たちはぜひ自治体として手を差し延べるかどうかということにかかっていると思います。ぜひ早急に実施をしていただきたいというふうに私は強く要望しておくとところでございます。

この件につきましては、もっと言えば、今回取り上げてみたのでございますけれども、今までも、二年ほど前ですか、こういう方について直接手当の支給という形ではありませんけれども、こうした方からいろいろな形での陳情等も出されたことがあるわけですから、それ以降の間において、こういう人たちに手当てとか見舞金、そういうものを出すことについて福生市としては検討したことがありますかどうか、そういう点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。今回の質問で初めてそういうことでの研究課題というふうになったのかどうか、羽村が実施し、青梅が実施というような周辺状況を見まして、そういうことを実施に向けての研究といえますか、そんなことも話題というか、そういうものになったことがあるのかどうか、その辺もちょっとお聞かせいただきたいと思います。

次に、給食のことについてなんですけれども、八月二十四日の教育委員会の定例会で全員で確認をしているというように、なんか今朝付で文書が出てきたわけですから、一つはこの八月二十四日の定例会で全員で確認しているということ、なんかさらに全員でやるということについて強調されておりますけれども、そうするとこの協議会ですが、ずっと一年余りにわたり協議を重ねてきたというふうになつておりますけれども、そうするとこの間相当あれですか、全員参加ではなくて、一人欠けたり二人欠けたり、そういう状況もある中で協議を続けてきたということもあるわけですか。そんな点をひとつ振り

返ってお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、関連してお聞きしたいのですけれども、協議会ということ、今までのずっと結果をまとめたものが、出されてきているわけですから、ですからこれにも触れてちょっと聞かざるを得ないわけですから、順はあれになりますけれども、そうすると二ページのところで「やむを得ぬ家庭の事情により弁当を持参できない者もいるので、当面の施策として対応策を考える必要がある」というふうになつておりますけれども、これはどんなことを考えるつもりでいるのですか、その点。

それから、次に中学校給食についての考え方の骨子ということで、一番といたしまして「将来を展望し、充実した、しかもゆとりのある中学校教育を図り、理想的な給食設計の実現を目指す」というふうになつておりますけれども、理想的な給食設計の実現を目指すということであれば、今後どういう取り組みをされていくのか、その辺も関連がありますので、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

次に、二番目として「相当な公費を投入しなければならない給食云々」とあるわけですから、相当な公費を投入しなければならないというのは、相当な公費、多額の公費ということになるのでしょうか、予算ということになるのでしょうか、もちろんこういうふうにはいき出してあるからこそ、ここにこういう形で挿入されていると思うのですけれども、その辺もひとつお聞かせいただきたいと思います。そんなことも一年余にわたり議論の中では協議されてきたことではないかというふうに思いますので、お聞かせいただきたいと思います。その点だけはちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○市長（石川彌八郎君） 基地返還の関係でございますが、他市には他市なりにそれぞれの考え方があるかと思いますが、当市の現況を考えますときには、現時点におきましてはまだ具体的な、先ほど申し上げましたとおりでございます、具体的な行動を起こすべき状況下には至っていないのではなからうかと、かように思っております。これがコメントでございます。

○福祉部長（石川和夫君） 被爆者等に対しての、福祉全般にならうかと思っておりますけれども、全体的にはいろいろな形では検討はしておるわけですから、被爆者につきましては検討したことはございません。

大変申しわけありません。

○学校教育部長（矢崎茂夫君） 一点目の全員が出席したのかどうだったのかということでございますけれども、一回だけ委員さんが、病氣のために入院されていたので、一回だけ全員そろわなかったということでございます。

それから、やむを得ぬ事情ということでございますけれども、中にはどうしても弁当を持参できないという生徒がいる場合について、各学校それぞれ対応しているようでございますけれども、そういった生徒がいる場合については何らかの方法で、食事抜きというわけにもいきませんので、学校と協議をしながら何らの対応策を出さなければいけないのではないかと、いろいろな方法、弁当をどうする、どう確保することはできませんけれども、例えば業者が入ってくるとか、いろいろな方法、弁当をどうする、どう確保するとか、そういったやむを得ない生徒については何らかの方法を考えていきたいと、そういったことで今後学校とも十分協議しながら適正な方法をとっていきたいという、そういう施策でございます。

それから、理想的な給食ということでございますけれども、いろいろ今、答申書にもいろいろ細かく書いてありますけれども、そういった現在の学校給食法に定める目標とは別に、ややもすると福祉的な給食になってしまふのではないかと、いろいろ論議されておりますけれども、本来のそういった学校給食法にのっとった給食を行うにはどうしたらいのかということをもっと基本的な考えながら、理想的なそういった給食を考えていこう、それがそういう意味でございます。

それから、公費の関係でございますけれども、これは答申では自校直営ということになっておりますけれども、いろいろ方法がございますが、教育委員会として一応算定した金額としては、一定の数字でございますけれども、これはなかなか学校の施設が、非常に敷地が狭いというようなことから、なかなか単独校としては不可能かなというようなことで、共同調理場みたいな形で出したのですけれども、それによりますと施設の建設費、それから施設設備、それから備品、そういったものを含めまして試算したのが約七億八千五百万円の金額を算出いたしました。以上でございます。

○十一番（松山 清君） 基地の返還運動については、東京都も返還を打ち出し、都下の二十七市中十二の

市議会等も決議、意見書等を出すと、区の方も五区までそういうふうなものを出版されてきている。その他地域での運動もいろいろ広がってきているというようなことを考えれば、市長においては他市には他市なりの考えがあると思いますが、ということ、傍観者的な立場で考えられるはずは本来はないと思うのです。やはり福生市民のことも考えて、返還運動の先頭に立っていただきたいということだけこの場では申し上げておきたいと思えます。また機会があれば何遍もお聞きしたいというふうに思っています。

それから、被爆者に対する対策についてでありますけれども、それでは今後の研究課題として、一体的には金額としてはそうかからないわけでありまして、それでは今後の研究課題としていたいただきたい、一体的に研究をして結論を出されるのか、こんなことについての研究課題なんてのは一週間や十日もあればすぐできてしまふわけで、調べる実態もないし、二十八人手帳を持ってもらえるということも承知しているわけで、こうした人たちに個々に通知を出すか、または広報等でお知らせをするか、それはもういくらでもやりようがあるわけで、やろうと思えばもう次の広報に掲載してやれるわけで、予算だってどうにでもなるはずで、いつまでにこういう研究課題として取り上げて結論を出すような考えなのか、その点だけお聞かせいただきたいというふうに思っています。

それから、中学校給食についてでありますけれども、きょう机の上に本会議資料ということで配付されたわけでありまして、そんな点では今後もっとよく中身を検討して、いろいろお聞きしなければならぬものがあると思うので、もう一つお聞きしたいのは、この本会議資料はなぜ九月十日付になっているのでしょうか。これは印刷物ができたのは一体いつなんですか。きのうの夜でもできたから九月十日付なんですかね。その点をひとつお聞かせいたいただきたいと思うのです。私はきょうこの問題を取り上げますから、当然取り上げるから、当然こういうものが出てくるからきょう配付しなければならぬということ、九月十日付ということ、極めて異例の本会議資料ということで配付されて、本会議資料というから何か説明があるかと思うと何もしないと。普通本会議資料という形で判子押されてくるといふものは、それはそれなりにもっと、単なる、それからまさに怪文書みたいなもので、「怪文書じゃないよ。」と呼ぶ者あり。いつ、日付というか、協議結果はいつやったのかというのもないし、どこが出

したのかというのもないわけだよね。それはそれとして、だから本会議資料ということ、きょう出されたわけですけども、きょう出された理由というのはどういう形でこれが出されたのか、その点だけお聞かせいただきたいたいというふうに思います。

また今後、まだまだ時間がありますからいろいろお聞かせいただきたいたいというふうに思います。その点でひとつお聞かせいただきたいたいというふうに思います。

○議長（赤星人君） 一時まで休憩をいたします。

午前十一時五十一分 休憩

午後一時 開議

○議長（赤星人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長（石川和夫君） 被爆者に対しますところの、いつまでにするのかというような御質問でございませうけれども、これにつきましては、十分検討させていただく中で決めさせていただきたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしく願います。

○学校教育部長（矢崎茂夫君） 福生市中学校給食についての協議結果が本日、本会議に提出された理由でございませうけれども、実は中学校給食審議会を開催させていただいていたときも、再三にわたり松山議員さんから御質問をいただいてきました。そのときにも審議が終わったときには議会には御報告申し上げますという形で、昨年もこういった形で実は初日の日に御配付させていただいたと。今回につきましても再三、毎回の定例会で御質問ございまして、そのときには審議がまとまったときには議会に御報告申し上げますという形で答弁をしております。そのような形で、実はここで御配付をさせていただいた次第でございませうけれども、ただ、教育委員会としては昨日、本会議の初日に御配付を申し上げたいというふうに考えておったのですけれども、教育委員会の手落ちでございまして、実は昨日御配付できませんでした。本日になったということでございますので、その点についてはお詫び申し上げます。よろしく願います。

○十一番（松山 清君） 要望の形になってしまいましたが、一つは被爆者に対する対策といたしまして、ぜひ来年度と言わず今年度中にも実際にやろうと思えばやれるわけですから、見舞金等他市に比べても少ないなどということのないように、ひとつ研究を早く結論をつけて、実施していただきたいということをお願いいたします。

それから、中学校給食についてでありますけれども、いずれにいたしましても、この問題については私が言うだけではなくて、いろいろな方からも強い要望として再三議会でも取り上げられてまいりましたし、振り返ってみますと、議会でも全会一致でかつて実施しようということがされて、決められているわけで、そういうことを見たときに、やはり議会の意思というのを十分尊重して教育委員会としてはしていただくなければならぬと思うのです。そういう点では、今まで一年余りにわたりまして協議をした結果がこれだということではいささかどうかと思えますけれども、しかし、父母の要望するそうした中学校給食、やはりよい中学校給食の実現に向けて、やはり全力を挙げて取り組んでいただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

それから、もう一つ申し上げておきたいのは、例えばこの文書を出すに当たっても、やはり昨日出すつもりが手落ちであれだったんなら最初からそれはちゃんと言うべきだと思えます。当然この一般質問継続中の、日には確かにきのうからきょうの日付に変わってまうけれども、一般質問中ですよね。そういう中でこういうのが出てくるというのではなくて、やはり冒頭にきちんと出すのが、忘れたなら忘れたでちゃんとそのことを先に言って提出すべきだろうというふうに思います。これは給食のものだからということではなくて、そういう点ではきちっとけじめというのをつけておかなければならぬ問題ではないかというふうに思います。その点申し上げておきたいと思えます。

それから、ここで、今後もちろんこの協議結果については、いろいろこの一般質問やら、またいろいろな場で協議はされていくだろうと思えます。そういう点では教育委員会としても大いに実施に向けてのそういう論議の中から方策を見つけていかなければならないというふうに思います。

最後ですけども、しかしただ、ここにいろいろ一年余りにわたって協議を重ねてきたという形で書か